

指定居宅介護、重度訪問介護、重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対し当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明するものです。

1. サービスを提供する事業者について

事業者名称	一般社団法人日向市東臼杵郡医師会
代表者氏名	代表者 今給黎 承
所在地	宮崎県日向市鶴町1丁目6番2号
電話番号	0982-52-0222
設立年月日	昭和22年12月1日

2. サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	一般社団法人日向市東臼杵郡医師会立ヘルパーステーション
宮崎県指定事業所番号	居宅介護・重度訪問介護 4510600010
指定年月日	平成24年11月1日
事業所所在地	宮崎県日向市鶴町1丁目6番地2号
連絡先	電話：0982-54-7770 FAX：0982-54-7772
通常の事業の実施地域	日向市、門川町

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	一般社団法人日向市東臼杵郡医師会が設置する日向市東臼杵郡医師会立ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである居宅介護、重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）、の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定のかかる障がい者及び障がい児（以下「障がい者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。
-------	---

運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護等を利用する障がい者（児）（以下、「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、及び外出時の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。 ・居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。 ・居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供するように努めるものとする。
---------	---

（３）営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日及び 営業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。 ・午前8時から午後5時
サービス提供日 及び サービス提供時間	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日・国民の祝日、8月14日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。 ・午前8時から午後5時までとするが、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。利用者の要望に応じて24時間体制をとっておく。

（４）事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	管理者は、事業所の従業者の管理及びの業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤職員 1名

サービス提供責任者	<p>① 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。</p> <p>② 居宅介護計画等の実施状況の把握を行ない、必要に応じて変更を行います。</p> <p>③ 利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。</p>	常勤職員 1名以上
従業者	<p>① 居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。</p> <p>② サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</p>	常勤職員 非常勤職員 6名以上

3. サービスの主たる対象者について

- ・主たる対象者は特定しません。

4. 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
居宅介護計画等の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。	
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。預貯金の引き出し、預け入れは行いません。

通院等介助	通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。	

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④ 利用者の同居家族に対するサービス

利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)

⑧利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動その他の迷惑行為

(3) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

①

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額上限
身体介護	30分未満	2,580円	258円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
	3時間以上30分増すごとに加算		83円

家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円	311円
	1時間30分以上15分増すごとに加算		35円
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,450円	345円
	1時間30分以上30分増すごとに加算		69円
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
	3時間以上30分増すごとに加算		83円
重度訪問介護 イ、ロ	1時間未満	1,860円	186円
	1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
	1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
	2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
	2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円
	3時間以上3時間30分未満	6,440円	644円
	3時間30分以上4時間未満	7,360円	736円
	4時間以上8時間未満	8,210円に30分増すごとに850円加算	821円に30分増すごとに85円加算
	8時間以上12時間未満	15,050円に30分増すごとに850円加算	1,505円に30分増すごとに85円加算
	12時間以上16時間未満	21,840円に30分増すごとに810円加算	2,184円に30分増すごとに81円加算
	16時間以上20時間未満	28,340円に30分増すごとに860円加算	2,834円に30分増すごとに86円加算
20時間以上24時間未満	35,200円に30分増すごとに800円加算	3,520円に30分増すごとに80円加算	

※ 重度訪問介護においてのイとはロ以外の場合、ロとは病院等に入院又は入所中の障がい者にサービスを提供した場合をいう。

- ② 新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	200 円	1 月あたり

- ③ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	150 円	1 月あたり

- ④ 居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000 円	100 円	1 回につき (1 月 2 回まで)

- ⑤ 加算について

加算項目	加算率	利用者負担額
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ	37.4%	左記の 1 割
特定事業所加算Ⅱ	10.0%	左記の 1 割

- ⑥ サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～ 午前 8 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

- ⑦ ご利用者の都合により、サービスを中止する場合は次のキャンセル料が発生します。

ご利用の前日までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用の当日にご連絡いただいた場合	500 円

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

(4) その他

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費については、公共交通機関を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。
・ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ・ 家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費	利用者の別途負担となります。

5. 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 10 日までに請求します。利用者負担金は翌月 20 日までに、次の方法でお支払いいただきます。

- ① 利用者指定口座からの自動引き落とし。
- ② 事業所指定口座への振り込み
- ③ 現金による支払い

お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

6. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の変更等

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

7. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して敏速かつ適切な対応を図るとためにつぎの措置を講じものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において従業員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する。
- (3) 前 2 号の掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

※ 虐待防止に関する担当者・・・松岡涼子

8. 身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

- (1) 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ①身体拘束等の適正化のための対策する委員会を定期的を開催するとともにその結果について従業者に周知を図る。
 - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとし、

12. サービスにあたっての禁止事項

- (1) 事業所やサービス従事者に対して、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどのハラスメント行為

パワーハラスメント	適切な範囲を超えた精神的・身体的苦痛を与える言動 例) 殴る、物を投げる、人格を否定、大声又は長時間にわたる叱責等
セクシャルハラスメント	相手の意に反する性的な言動 例) 性的冗談、不必要な接触、性差別、私的事項に過度に立ち入る等
カスタマーハラスメント	利用者やその家族による理不尽なクレーム・言動 例) 長時間に渡り職員を拘束する、罵声、土下座を要求する等

- (2) サービス利用中の無断での動画撮影、SNS等への投稿

- (3) ペットの管理について

大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はゲージや居室以外の部屋へ保護するなどのご配慮をお願いします。

職員がペットに噛まれる等、怪我をした場合、治療費等のご相談をさせて頂く場合がございます。

13. サービス内容に関する苦情相談窓口

- (1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者：管理者 松岡涼子 受付日：月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、8月14日から15日、12月29日から1月3日までを除く。 受付時間：午前8時から午後5時 電話番号：0982-54-7770 FAX番号：0982-54-7772
第三者評価	実施しておりません。

- (2) その他の苦情・相談

公的機関において。次の機関に苦情申し出ができます。

市町村の窓口	所在地：日向市本町10番5号 ※利用者の居宅がある市町村の福祉課（障がい福祉係） 電話番号：0982-52-2111
宮崎県社会福祉協議会（福祉サービス運営適正化委員会）	所在地：宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター 電話番号：0985-60-0822 FAX番号：0985-60-0823

上記内容について、宮崎県指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備に関する条例に基づき、利用者に説明を行いました。

(事業者)

所在地	宮崎県日向市鶴町1丁目6番2号
法人名	一般社団法人日向市東臼杵郡医師会
代表者名	今給黎 承 印
事業所名	日向市東臼杵郡医師会立ヘルパーステーション
説明者氏名	印

私は、本書面に基ついて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

利用者氏名： 印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者住所：

代筆者氏名： 印

続 柄：